



しばいぬ

# 年金講座

## 基礎 4 障害年金

2026年8月作成

# 年金を受け取る ⇒ 老齢・障害・遺族

年金を受け取れる理由 ⇒ 公的年金は 3 つ・・・老齢 障害 遺族

◆老齢年金・・・老後の保障として給付される年金で、原則65歳から生涯受け取れる

◆障害年金・・・病気やけがで、生活や仕事などが制限されるような場合に受け取れる年金

◆遺族年金・・・一家の働き手や年金生活の方などが亡くなったときに家族に給付される年金

|      | 老齢     | 障害     | 遺族     |
|------|--------|--------|--------|
| 国民年金 | 老齢基礎年金 | 障害基礎年金 | 遺族基礎年金 |
| 厚生年金 | 老齢厚生年金 | 障害厚生年金 | 遺族厚生年金 |

# 障害基礎年金（国民年金の部分）もらえる人

【もらえる人】 ①～③のすべてを満たした人

- ① 65歳前に障害のもとになった病気・けがで医療機関を受診（初診日）
- ② それまでに保険料を一定以上納付している（未納期間が1/3以下など）
- ③ 初診日<sup>A</sup>から1年6か月後<sup>B</sup>（原則）またはそれ以降（現時点での障害）に請求<sup>C</sup>し、障害1級か2級<sup>D</sup>に認定されること

A 初診日・・・障害のもとになった病気・けがで、はじめて医療機関を受診した日

B 障害認定日・・・初診日から1年6か月またはそれ以前で症状固定した日

C 請求・・・年金請求用の指定の診断書、その他の書類を添えて請求します

D 障害1級・2級・・・障害者手帳や精神保健福祉手帳などの級とは異なる

- ・ 1級・・・介助を受けなければ日常生活ができない程度
- ・ 2級・・・日常生活に著しい制限、労働で収入を得ることができない程度
- ・ 障害・・・身体（見る・聞く・話すことが困難、四肢の切断・麻痺など）、精神（うつ病、統合失調症、認知機能、知的障害、発達障害など）、内部障害（内臓の機能低下など）

# 障害基礎年金（国民年金の部分） 金額

## 【いつからもらえる？】

- ・ 障害認定日時点で障害・・・障害認定日の翌月から（ただし、時効は5年です）
- ・ 障害認定日以降の請求日時点で障害（事後重症）・・・請求日の翌月から

## 【金額は？】

**2級**⇒令和8年度 **1か月当たり 70,608円**（老齢基礎年金の満額と同額）

**1級**⇒令和8年度 **1か月当たり 88,260円**（2級の1.25倍）

## 【いつまでももらえる】・・・1～5年ごとに障害の状況を確認します

- ・ 障害の程度が変わらなければ、ずっともらえます
- ・ 障害の程度が軽くなった場合、障害年金が出なくなることもあります（支給停止）

## 【その他】

- ・ 障害年金は**非課税**です
- ・ **子の加算**・・・高校卒業年齢以下の子がいる場合は、加算がつきます（月約2万円）
- ・ **年金生活者支援給付金**・・・前年の所得が基準以下の場合に支給（2級で月約5千円）

# 障害厚生年金 もらえる人

【**もらえる人**】 ①～③をすべて満たした人

①**初診日に厚生年金に加入**している（体調悪く 会社を辞める⇒その前に受診を）

②それまでに**保険料を一定以上納付している**（未納期間が1/3以下など）

未納期間・・・国民年金の保険料を納めなければならなかったのに、納めなかった月数

③初診日から1年6か月後(原則)またはそれ以降（現時点での障害）に  
**請求し、障害1級か2級か3級に認定されること**

- ・ **障害厚生年金は3級でも支給**されます  
3級・・・労働に著しい制限を受ける程度
- ・ 請求は障害基礎年金と一緒にいきます

# 障害厚生年金

## 【金額は？】

**2級・3級⇒厚生年金の加入期間や給料の額によって計算した額**

(加入期間が25年未満の場合は、25年加入したとして計算します)

**1級⇒上の方法で計算した額の1.25倍**

- ・ 1級・2級は障害基礎年金も支給されます (1か月 1級 88,260円・2級 70,608円)
- ・ 3級の最低保証額は、令和8年度 1か月約53,000円

## 【いつまでももらえる】 ・ ・ 1～5年ごとに**障害の状況を確認**します

- ・ 障害の程度が変わらなければ、ずっともらえます
- ・ 障害の程度が軽くなった場合、障害年金が出なくなることもあります (支給停止)

## 【その他】

- ・ 障害年金は**非課税**です
- ・ **配偶者の加算** ・ ・ 1級・2級で生計を維持している配偶者 (65歳未満) がいる場合は、加算がつきます (1か月 約2万円)